

会

議

午前10時0分開会

○議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

○局長補佐兼庶務兼議事係長（長谷川 薫君） 朗読いたします。

令和4年11月18日。下田市議会議長、滝内久生様。

発議者、下田市議会議員、沢登英信。同じく、佐々木清和。

議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） ただいまから議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩します。

午前10時1分休憩

午前10時7分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（滝内久生君） 日程により、昨日、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第52号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第56号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）、議第58号 令和4年度下田市国民

健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、議第59号 令和４年度下田市介護保険特別会計補正予算（第２号）、議第60号 令和４年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、議第61号 令和４年度下田市水道事業会計補正予算（第２号）、議第62号 令和４年度下田市下水道事業会計補正予算（第２号）、以上11件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、江田邦明君の報告を求めます。

１番 江田邦明君。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

○産業厚生委員長（江田邦明君） 産業厚生委員会審査報告。

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定いたしましたので報告します。

１．議案の名称。

１）議第57号 令和４年度下田市一般会計補正予算（第９号）（本委員会付託事項）。

２．審査の経過。

11月17日、第２委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より斎藤市民保健課長、長谷川産業振興課長、佐々木観光交流課長、平井建設課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりでございます。

３．決定及びその理由。

１）議第57号 令和４年度下田市一般会計補正予算（第９号）（本委員会付託事項）。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない補正予算であると認めた。

なお、委員会審査における質疑等の中で、5250事業の公園空間整備事業について、以下、内容の発言がございましたので、申し添えます。

必要な整備として空間利用を推進していくべき。11月臨時会における補正予算編成方針に照らし、新型コロナウイルス臨時交付金以外に多くの一般財源が充当されていることへの疑問が残る。令和２年10月から11月に実施された社会実験結果並びに同結果に基づく整備計画等が示された上での事業ではないことへの疑問。事業性としての緊急性が低く、社会実験結果等に基づく事業であるならば、本来新年度予算で計上するべきではないか。といった内容

でございます。

以上、審査報告となります。

○議長（滝内久生君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

次に、総務文教委員長、中村 敦君の報告を求めます。

2 番 中村 敦君。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） 総務文教委員会審査報告。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 議第52号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第54号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第56号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）（本委員会付託事項）。

7) 議第58号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（人件費）。

8) 議第59号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）（人件費）。

9) 議第60号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（人件費）。

10) 議第61号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）（人件費）。

11) 議第62号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）（人件費）。

2. 審査の経過。

11月17日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より須田総務課長、鈴木企画課長、日吉財務課長、芹澤福祉事務所長、平川生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第52号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

2) 議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

3) 議第54号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

4) 議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

5) 議第56号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

6) 議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）（本委員会付託事項）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

7) 議第58号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（人件費）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

8) 議第59号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

9) 議第60号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

10) 議第61号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

11) 議第62号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上、報告です。

○議長(滝内久生君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番(沢登英信君) 議第54号の下田市職員の給与に関する条例についてお尋ねをしたいと思います。

現在、下田市の給料表は、1級から、御存じのように6級までになっております。人勤は、給料を0.16%引き上げると、こういう答申が出ていようかと思いますが、1級については、4,000円から200円、ここに49人の職員がいる。2級は2,800円から全く引上げにならない、ゼロ円まで、64人いる。3級については1,500円からゼロ円だと、引上げ額がですね。4級、5級、6級は、全く給料の引上げをしないと、こういう表になっていようかと思うわけでありまして。そして、県は、10級まで使って、4級まで給料の引上げをしている。0.05%ですが、給料の引上げをしております。同じ職員であるにもかかわらず、しかも4級職の皆さんは、子育て真っ盛りという世代であろうかと思うわけでありまして。

今日、この不況の大きな原因が、給料が上がらないということで、給料を引き上げようと、こういう風潮がある中で、4級、5級、6級の給料を全く上げない。あるいは、2級、3級も、高位号俸は給料を据え置くと、こういう給料表で果たしてよろしいのかと。こういう疑問を本会議で出しました、私自身は。この点が委員会でのどのように議論をされたのか、され

なかったのか、お尋ねをしたいと。職員の給与に、また、この市内の職員の給与を準拠している各団体への影響を考えますと、生活を支える給与はどうあるべきか、真剣に議論をしていただきたいと思うわけでありますが、どのような審議がされたのか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） 当局の説明以上の議論はございません。ただ、10月18日、組合と妥決していることを申し添えます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 全く、そうしますと当局の言うままで、委員会として議論をされなかったと、こういう報告と受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） はい。そのとおりです。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君、3回目です。

○13番（沢登英信君） それで、ここの第54条は、下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について必要であると。議論がされなくて、どうして必要であるという結論を出されたのか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） 職員の給与については何かしらの目安という、基準というものが必要だと認識しております。それが、つまり、国家公務員のそれであり、この表自体の給与体系については独自のものとありますけれども、これ自体が国家公務員と全く同じものであれば、それが一番シンプルであるかもしれませんが、独自の給与体系を築いている中で、せめて世の動きに追随するためには人勸に従うという方針を持っているということについて議論され、納得しております。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

次に、議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）に対して、沢登英信君及び佐々木清和君から、お手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）に対する修正動議を提案いたします。

発議者、沢登英信でございます。

同、佐々木清和。

2人での提案とさせていただきます。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出するものでございます。

お手元の令和4年11月下田市議会臨時会の議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）に対する修正案の説明資料を開いていただきたいと思います。この資料のまず4ページを、お開きをいただきたいと思います。

委員長報告の中にもございましたように、この中ほどに工事請負費、7款の土木費、都市計画費、4目の都市公園費の項目の中の都市公園維持管理事業270万円、公園空間整備工事の270万円を削除するという内容となっているものでございます。

これは、令和2年の11月10日の伊豆新聞にも出されておりますように、皆さん御承知かと思いますが、下田市は、この令和2年の10月中旬から11月にかけて、旧町で実施しました、屋外空間や道路を活用した市街地のにぎわい創出を図る社会実験というものをしているところでございます。

土藤さんのところと弁天橋の横を通るところの2つのポケットパークといいますか、公園があろうかと思いますが、ここの社会実験をして観光客や、あるいは地元の皆さんがここで休んでいただく、あるいは食事をするんだということで、こういう椅子と机がそれぞれ現在設置されているものであります。これは、この社会実験のときから、そのまま設置されたものと思われませんが、これが大変老朽化してきたと。したがって、新しいものに替えたいんだと、こういう提案の内容でございます。

しかし、私は再度、今朝ほど、この現場を見てまいりましたけれども、老朽化して取り替
えなければならないような事態では決してないと、こういうことがまず1点、指摘をしてお
きたいと思うわけであります

しかも、この予算は、皆さん御案内のようにコロナ対策、コロナや、この物価の高騰、石
油等の物価の高騰に対して、市民が大変な暮らし向きをしていると。これを支えようという
予算8,159万8,000円、2ページを開いていただきたいと思います。この予算を使って、
270万円を使ってやろうという内容となっているわけであります。まさに、コロナ対策や物
価対策でやるべき課題でないものを、しかも、今、必要でないと判断してもいいような事業
を、実施をしようという、この姿勢は改めていただかなければならないと思うわけでありま
す。

しかも、この3ページ、4ページを開いていただきますと、この200万円の財源の内訳は、
100万円は先ほど言いました国庫支出金、コロナ対策のための国が交付してくれた財源であ
ります。そして、270万円ですから残りの170万円は、一般財源を使うという予算の組立てに
なっているわけであります。

したがいまして、この100万円は事業展開をいたしませんと、国から交付されなくなって
しまうと、こういう事情がございますので、6款の商工費、6款1項2目の商工振興費の、
この同じ8,159万8,000円の国からの交付金で実施されておりますプレミアム付商品券発行補
助金、この事業の内容は、国県の補助金が△の337万2,000円、前回の補正予算でやった事業
が執行できませんで、△となっているものでございます。失礼しました。437万2,000円、消
したほうの数字になってますが。

そして、これは一般財源を△の884万2,000円、こういうことですので、この100万円は、
プレミアム付商品券事業の財源のほうに回すと。全体の予算額は変わりませんが、自主財源
を100万円、国からの交付金が来ますので使わずに、この100万円を使うと、こういう内容の
提案でございます。

したがいまして、1ページ、2ページのほうに戻っていただきたいと思います。商工費
のほうに国県支出金の△の157万2,000円を100万円削りますので、△の57万2,000円だと、こ
ういう数字になり、土木費の都市計画の270万円のうちの100万円、国から来る経費はゼロと
するものであります。

そして、これらの事業がぜひとも必要なものであるというならば、江田委員長の御指摘の
とおり、十分議論をして当初予算で提出をする。今、多くの市民の皆さんが物価高やこのコ

ロナの経済の疲弊の中で大変な思いをしているときに、このような予算を執行する、あるいは、議会にこのような予算を提出してくる当局の姿勢は、きっちりと改めていただかなければならない。ぜひとも市民のほうに顔を向ける行政を進めていただく必要があるかと思うわけであります。

以上、修正案を提案するものでございます。ぜひとも議員の皆さんの御賛同をいただきますようお願いを申し上げまして、提案を終わります。

○議長（滝内久生君） 提出者の説明は終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。自席にお戻りください。

以上で、委員長報告と質疑、修正案の説明と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第52号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第52号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第53号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第54号 下田市職員の給与に関する条例の一部改正のうちの給料表について、これは見直すべきものと考えまして、反対をするものでございます。

先ほど申し上げましたように1級から3級まで、しかも、その一部にしか、給料の引上げを認めない給料表になっているわけでありまして。そして、県の実態を調べてみましても、説明資料2表にありますように、4級は0.05%の引上げをしているわけでありまして。こういう実態からいきまして、この給料表は再検討をしていただかなければならないと思うわけでありまして。当局は早急に再検討をして、12月議会に提出できますように御努力をいただきたいと、こう思うわけでありまして。差別と分断をこの職場の中に持ち込むような給料表である。これでは職員の全体のやる気を引き出すというような給料表には残念ながら、なっていない、こう言わざるを得ないと思うわけでありまして。ぜひとも再度検討をし直し、早急に給料表を全体の職員、また、市民の納得いただけるような成案をつくっていただくことを求めて、反対の内容といたします。

○議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

12番 大川敏雄君。

〔12番 大川敏雄君登壇〕

○12番（大川敏雄君） 私は、議第54号 下田市職員給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。簡潔に申し上げます。

今回の提案は、まず第一に、人事院勧告の内容を尊重、準拠したことであること。2つ目には、この下田市の職員組合と十分団体交渉を通じて、去る10月18日妥決した内容であること。この2点の理由をもって賛成をいたします。

○議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許可します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

1 番 江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） 議第54号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を申し上げます。

本条例の改正につきましては、人事院勧告に基づく、それが基準となっております。また、その基準の根底となるものは、民間給与との格差を埋めることにございます。そのため初任給及び若年層の俸給を引き上げる、これを踏襲することが市民、住民の理解を得る最も必要なことかと思われます。それ以上の民間の格差を埋める以上の改定は、反対に住民の理解を得にくいものになってしまうと思います。よって、今条例の改正については正当なものと考え、賛成の立場で意見を申し上げます。

○議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

御異議がありますので、本案は、起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第54号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第56号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第56号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

10番 橋本智洋君。

〔10番 橋本智洋君登壇〕

○10番（橋本智洋君） 原案に対する賛成の立場で答弁させていただきます。

正直なところ、これ本当に、やむを得ない補正予算であると認めたというのが委員会の中の結論でございます。

まず、2丁目通りの実証実験、こちらのほう市民の声聞きますと、やはり一方通行があったり、非常に不便だと。その実証実験の結果というものが正直出ておりません。それにつな

がるようなことをしなければいけないのですが、実際のところ今回の補正予算、先ほど沢登議員も申しましたが、大工町プレイス、こちらのほうのテーブル、そして椅子、これが本当に果たして必要なのかというような議論もございました。ただ、その委員会のとき建設課の課長が、部下が考えて、そして提案したことだと。正直どうなのかなという、私も判断に迷いました。ただ、この課長の熱意をしっかりと受け止めて、今後のことに期待をしたいなど。ただ、やはり課長、そこまで腹をくくったんでしたら、やはり責任はしっかり取っていただきたいと思う次第でございます。

今回のコロナ禍の補正予算の中で子育て世帯応援給付金、こちらのほうが6,150万円、これが8,159万8,000円に対して約75%を占める、非常に大きな補正の議案でございます。18歳以下の生徒・児童を持たれる家庭のやはり物価高騰の援助という、今後の子供たちの未来を考えた場合、これはやはり総論として通すべきだと私は、そう判断させていただきました。

よって、原案可決の賛成意見を述べさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（滝内久生君） 次に、原案及び修正案両方に対する反対意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

これより議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信君及び佐々木清和君から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立少数であります。

よって、沢登英信君及び佐々木清和君から提出された議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）に対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、原案のとおり決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第57号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第58号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第58号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第59号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第59号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第60号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を討論に

付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第60号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第61号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第61号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第62号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第62号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

ここで休憩したいと思います。11時5分まで休憩します。

午前10時53分休憩

午前11時5分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、日程により、議会運営委員会に付託いたしました請願第2号 南伊豆地域広域ごみ処理計画等についての特別委員会設置の請願を議題といたします。

これより議会運営委員会における審査の経過と結果について、議会運営委員長、進士為雄君の報告を求めます。

11番 進士為雄君。

〔議会運営委員長 進士為雄君登壇〕

○議会運営委員長（進士為雄君） 議会運営委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 請願第2号 南伊豆地域広域ごみ処理計画等についての特別委員会設置の請願。

2. 審査の経過。

11月17日、大会議室において、請願審査のため委員会を開催し、参考人として請願者より長友くに氏、糸賀ちや氏、小林弘次氏、紹介議員より佐々木清和氏の出席を求め、それぞれの意見を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 請願第2号 南伊豆地域広域ごみ処理計画等についての特別委員会設置の請願。

決定、賛成少数により不採択。

理由、広域ごみ処理事業については、これまでも所管の産業厚生委員会で慎重に審査し、予算を議決してきました。今後明らかになる具体的な計画についても、環境に十二分に配慮され、徹底したリサイクル推進を軸に、所管の産業厚生委員会での審査と議会での議論をす

るべき事案です。よって、特別委員会の設置は必要ないと考えます。

などの意見が多数あり、不採択となりました。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって議会運営委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

以上で、委員長報告と質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

請願第2号 南伊豆地域広域ごみ処理計画等についての特別委員会設置の請願を討論に付します。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

まず、本請願を採択することに賛成意見の発言を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 請願第2号は採択すべきものと判断し、討論に参加いたします。

請願者の願意は、第1点としまして、この1市3町のごみ処理場の事業計画が100億円を超える巨大な事業となっていることを指摘しながら、全く市民合意が得られていないと。その内容がきっちりと市民に示されていない。こういうことから、それをきっちり調査できるのは議会であると。市民の代表機関としての議会がこの事業の全面的な解明をしてほしいと、これが要請の第1点でございます。

状況からいまして、この委員会が昨日、議会運営委員会の結論を見ましても、当局から出された議案を委員会で審議をすると。この限りのものであります。例えば、当局は、弘洋園等の住宅に被害はないんだと。ばいじんは飛んでいないと。こういうようなことを前教育長等々、あるいは学校の先生に聞いて答弁、そういう答弁をしております。

しかし、先日、私が弘洋園に回ったところ、多くの家庭の方々は玄関や網戸に、すすがついている、煙の臭いもしている、こういう具合に言ってくださっているわけであります。まさに当局が言っていることが事実かどうかの判断も当委員会は、議会は、していないというのが皆さん、その実態ではないかと思うわけであります。当局の出された議案を是とするの

ではなく、それが事実であるかどうかを議会として、きっちり審議をする、こういう点では全く不十分ではなかったかと思うわけであります。

しかも、1市3町の首長によります合意に基づいて、この事業が今、予算化され、進められてきている。生活環境影響調査にしましても、あるいは、場所が決まっていなのにボーリング調査をするんだと660万円の予算、生活環境影響調査の結果を待って、場所は決定をするということを市長は言明をしているにもかかわらず、一部事務組合をつくるとか、先ほど言いましたボーリング調査をするというのは、既に決め打ちをしているといえますか、やっちはいけないことではないでしょうか。場所が変われば無駄になる事業を議会のきっちりした討論や議決もなく進めていると、違法なやり方で進めているというのがその実態ではないかと思います。

やはり議員の皆さんがそこら辺をチェックをして、こうこうこういう訳で、この条例や法律に基づいて違法ではありません、あるいは違法です、こういうことが言えるようなところまで、きっちりした審議を進めていくことが今求められているのではないのでしょうか。何よりも市長は第5次の総合計画で、「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」と、こういうキャッチフレーズを出しているところでございます。多くの人は、SDGsも言っているところですが持続可能な社会、循環型社会をつくるんだと。議員の一部の方は、20年も燃やし続けることが持続可能な循環型社会をつくるんだと、こういうことにつながるという、私に言わせれば誤解をしているのではないかと思うわけであります。循環型社会とは、まさに資源が枯渇していく中で、ごみではなく資源として循環型の社会をつくっていく。したがって、それは燃やさない方向、埋め立てない方向を目指すということにはほかならないわけであります。

先日、産業厚生委員会で10月26日、27日に、葉山、逗子等を、視察をしてまいりました。そこでは既にそういうことが試されている、こういう実態になっています。昨年の議会で市長が答えた大崎町については、焼却場を持っていない、持たない処分の進め方をしている、こういうことが先進事例として出されてまいっているわけであります。国会の論議におきましても先日紹介しましたように、ごみは燃やさない方向を小泉大臣も言っているわけであります。

2点目としまして、廃棄物の処理場を敷根に設置することが、いかがなものかと。多くのダイオキシンをはじめとして有毒ガスが出され、しかも、それが20年、30年と続けられることになるのではないのかと、そういう点からの議会としての調査や方向づけが必要ではない

のかと、こういう指摘がされているわけであります。

この運営委員会の結論は、生活環境影響調査が出るから、それを確認すればよろしいんだと。議会として、それ以上のチェック機能を果たす必要はないと、こういうことを結果として言っていることになるのではないかと思います。当議会がそういうことであれば、やはりいけないのではないかと思います。子供たちや、幼児や中学生に大きな影響を与える、まさに現在の敷根の焼却炉の煙突は、敷根公園のグラウンドの高さぐらいにあるのではないかと思います。そこから排出されるガスは、認定こども園や、あるいは中学校や、住宅地に降り注ぐということになってまいろうかと思うわけであります。

しかも、この煙突は、国の基準を皆さん御案内のように、濃度基準であります。総量基準ではない。したがって、多くの大気にまき散らしてしまえば、濃度が低くなるからいいんだと、この考えが今日、気象危機をもたらすということになってまいっているのではないかと思います。思うわけであります。

車の排気ガスにしましても、それは大気にまき散らせば問題ないんだと、こういう考え方が今、改められようとしているのではないかと思います。気候変動危機ということで2030年には46%、あるいは2050年にはCO₂ゼロにするんだと、こういうことが呼びかけられ、自動車も電気自動車に替えられようとしている、こういう中でございます。

今、下田市の炉は、明日壊れるというようなものではないことは明らかであります。10年、修理をしながら使い、この期間に燃やさなくていい仕組みをつくり上げていく、こういうことが今求められていようかと思うわけであります。このような意見が妥当か妥当でないのか。あるいは、燃やし続けることが最良なのかどうなのか。こういうことを研究し、議会として当局に提案をしていくという、こういう課題が目の前にあると思うわけであります。その課題を議会の議員の皆さんが自ら放棄をするというような結論を出そうとしている。これでは皆さん、私は、いけないのではないかと思います。思うわけであります。

さらに、これらの願意を受けて市民の要望や、やはり多くの知識を持っている人たちの知恵を集めて、あるべき姿を当議会として研究をしていくということが最低必要ではないかと思います。

さらに、今、国そのものも、プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律が令和3年6月11日につくられまして、本年の4月に実施がされているわけであります。ところが、当局の計画は、1市3町の計画は令和11年度になって、やっとプラスチックに係る循環の仕組みをつくると、こう言っているわけであります。視察した葉山は、既に実現をしている。多

くの近在の市町村も、この法律によって、プラスチック容器の資源循環を促進をする、こういうことを進めております。

紙や布やプラスチックを循環の道に乗せていきますと、今ある下田のごみの70%が資源化される。残りは生ごみだけだと。極端に分かりやすく言いますと、そういうことになるのかと思うわけであります。そういう現状の中で、国の目指している法体系も含めて、きっちりと議論し、あるべき下田の再資源化計画をつくっていくということが必要ではないでしょうか。今、当局が進めておりますのは、まず焼却炉ありきと。ごみを再資源化していくという計画は棚に上げて、まず焼却炉を造るんだと、こういう結論が先に想定をされている。したがって、リサイクルセンターは、施設は令和11年度に稼働するんだと。リサイクルセンターのやり方については全く議論もされていない、こういう内容になっているのではないのでしょうか。

全くごみ処理の生産、消費、中間処理、あるいは最終処分という、このごみの流れを検討して、どうあるべきか。この1市3町のごみ処理及び下田市のごみ再資源化の計画を、どうあるべきかの議論を真摯に当議会が進めていく必要があると私は考えるものでございます。ぜひとも多くの皆さん、議員の皆さんが、この請願を受け止め、可決されるよう要望して、討論を終わります。

○議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

○4番（渡邊照志君） 南伊豆地域広域ごみ処理事業については、所管である産業厚生委員会のもとより、議員個々の間でも様々な意見を議論してまいりました。各市町の施設も老朽化が進み、特に下田の施設は40年が過ぎようとしております。

1市3町における広域化で事業を進める大きなメリットの一つは、各市町でも単独での事業を進めるより、コストの面でも負担が大きく削減できることです。

また、懸念されています、ばいじん有毒ガスに対する危惧に対しては、一般質問の回答として当局は、年数回の様々な調査を実施し、その結果は、国の基準を大きく下回っていると答弁をしております。また、予定されている焼却炉は、その値よりもさらに厳しい基準値を設けるものとしております。

認定こども園、旧下田中学校においても、そのことが起因である病気などの報告も受けていないと、前教育長からの報告を受けておりました。このことは私自身も確認をしております。

す。また、弘洋園の住民においても個人的な話の中で、そのような報告はないと話を聞いております。

現在、令和4年、令和5年の2年をかけて、環境アセスメントの計画が進められております。日本は春夏秋冬それぞれの季節によって、気候、気温などの状況の違いが出てくることを鑑みれば、調査の期間は妥当と私は理解しております。今はアセスの結果を待ち、その上での判断を待つことが賢明だと思います。

以上の理由により私は、特別委員会はないと考えます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

○6番（佐々木清和君） 私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

細かな主張は沢登議員のほうから述べられましたので、私は、昨日の市民の皆様の特別委員会の設置についての経緯を含めて、昨日感じた思いを併せて、賛成意見を主張させていただきたいと思います。

昨日は設置に反対された議員の方々の意見をお伺いしました。感じたことは、市民の思いを酌み上げていないのではないかということ。反対議員の方々は、それぞれの主張をされていましたが、私は特別委員会の設置の反対の理由にはならないと思っております。反対するのであれば特別委員会を設置し、その中でそれぞれの議員の主張を述べるのが当然だと思っております。その入り口で市民の声を閉ざすというのは、これ大変、市民に対して失礼なことだと。

特に市民に対して失礼ではないかと感じたことは、特別委員会を設置し、市民が不安に思っていることを真剣に話し合ってもらいたいとの署名を、申請をした方の思いですけれども、反対の議員の皆様は反対意見を主張し、特別委員会はないと。これは市民の声を酌み上げる制度としては非常に恥ずかしいことだと思っております。特別委員会の中で自身の思いを主張するのが議員の責務だと思っております。

それから、当日、会場で感じたのは、市民に本当に失礼だと思ったことがございます。市民の皆様は、特別委員会を設置して賛成の立場、反対の立場、いろんな意見を交わしたいという思いで特別委員会の設置をお申し出ていると思うんですけれども、私が驚いたのは、最初から市民に対する反対の意見の原稿を準備し、それを主張する、こういうことは、あつて

はならないと思います。市民がこの問題に対して問題意識を持って、どうしたらいいのかということを考えて主張して、特別委員会の要請をした中で最初からもう原稿を準備し、それを市民に投げかける。これは議会の正しい在り方ではないと思います。

それから、よく議員の中で「SDGs」「グローバル」などの言葉がよく理解されず、議会の中で発言されております。私は、発言される議員の皆様、この言葉について、もっとお勉強されて使っていただきたいと思っています。もうグローバルの流れは変わりつつあります。SDGsも、ごみを燃やして灰を出す、もうこういう時代では持続可能な社会とは言えません。

それから、感じたこと、議員の皆様は、特別委員会を設置してほしいという市民の活動をもっと尊重し、入り口で閉ざすのではなく、その中で自分の意見を主張するという立場に立っていただきたいというのが会での感じたことであります。私は、そんな流れの中で市民に対して、もっと胸を張って議員としての主張ができるような対応をされるべきではなかったかなとは思っております。昨日、会場にいて、議員として非常に寂しい思いをした陳情の集まりだったと思っております。

そんなことも前提として、私は、ぜひ特別委員会を設置し、反対の議員の皆様も含めて特別委員会の中でそれぞれの意見を主張し、それを市民が感じ、いろんな思いを市民が持っていて、それが特別委員会の目的だと思っております。もっと市民の立場を考え、それぞれの議員の皆様は行動していかなければいけないかなと、昨日の説明会の中では感じた次第です。

したがって、私は、ぜひこの特別委員会は設置し、市民と議員の皆様が情報を共有し合えるような場をつくるためにも、特別委員会の設置はぜひ必要と思っておりますので、賛成の立場で主張させていただきたいと。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。

1 番 江田邦明君。

〔1 番 江田邦明君登壇〕

○1 番（江田邦明君） 私は、請願第2号 南伊豆地域広域ごみ処理計画等についての特別委員会設置の請願について、反対の立場で御意見を申し上げます。

私は、市民の皆様からの御意見を閉ざすということではなく、この特別委員会の設置が必要かどうかという観点から御意見を申し上げます。

まず、この件につきましては、環境対策課所管であります常任委員会で十分な検討、審査を行っております。また、この検討、審査が不十分であるならば、本委員会の委員長であります私、また、副委員長であります佐々木議員、委員であります沢登議員それぞれが、まずもって現在ある組織、機関の中で、このことについて市民の皆様の意見を反映させて、検討、調査することが必要と考えております。

それでも不十分な場合は総務文教委員会の皆様、また改めて市民の皆様からの御意見をいただいて、特別委員会、産業厚生委員会の常任委員会には任せられないから特別委員会を設置するんだ、その段階での設置が必要であると考えております。

加えるならば本委員会でも、ごみの減量化、事業系ごみの削減、草木の堆肥化、そういったことを政策提言として執行部に発言するため10月に先進地行政の視察を行っております。また、12月定例会では、この先進地視察に基づく政策提言を執行部に上げていく準備を現在、行っております。

また、今後については、これは主観的な考えでございます。やはりこの議論がここまで大きく争点、意見の相違が出ているということは、事業用地の選定について、しっかりとした説明がされていない、この点だと私は考えております。

去る令和4年3月には議員発議で、南伊豆地域広域ごみ処理施設の事業用地選定について、誠意ある対応を求める決議ということで発議を行いました。残念ながら賛成少数ということで否決となりました。

内容を紹介させていただきますと、事業用地選定について、他候補地と比較検討を実施すること。事業用地選定について、市民の理解が得られるよう誠意を持って対応すること。この2点でございます。

特別委員会を設置しなくても、私は、産業厚生常任委員会の中で、この十分な用地選定について住民の理解が得られるよう、執行部には説明を求めていき、また、委員会としても調査を深めていきたいと考えております。よって、請願者からの要望については常任委員会で検討、審査し、特別委員会の設置は不要という考えで反対意見を申し上げます。

○議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

12番 大川敏雄君。

〔12番 大川敏雄君登壇〕

○12番（大川敏雄君） 今回の請願に対して先ほど議会運営委員長は、この請願は不採択にすると。この結論に対して賛成であります。そういう立場から意見を述べさせていただきたい

と思います。

まず、本事業に対する、この下田議会の審議経過というものを整理する必要があると思います。そういう意味では若干時間をいただいて、経過を述べさせていただきたいと思います。

平成30年の8月に、下田市、南伊豆町、松崎町両町において、公設民営型による合同ごみ処理施設を2024年、つまり令和6年に完成を目指していた広域化計画は白紙撤回がされました。これが平成30年の8月です。

その後、平成30年の12月に議会において、ごみ処理基本構想再策定支援業務委託として、平成30年から当時、平成32年（令和元年）までの3か年間、債務負担行為として事業予定額800万円が計上されまして、下田議会は、当時の議会構成の中で、これは前回の議会ですが、10対1で、賛成多数で可決されました。

そして、この内容に基づいて委託契約がされております。契約工期は平成31年2月26日から令和3年3月25日、契約額は793万8,000円です。契約業者は一般財団法人の日本環境衛生センターと、こういう内容で委託契約がされております。

さらに、令和3年度の当初予算におきましては、循環型社会形成推進地域計画業務委託として440万円。それから、ごみ処理基本構想再策定支援業務委託、これは先ほどの債務負担行為の最終年度に当たりますが、その予算は252万円計上されまして、議会は、このとき9対3、9人が賛成多数ということで予算可決がされております。そして、令和3年9月には完成品が各議員に配付されたところであります。

令和3年11月19日、全員協議会が開催されました。令和3年11月16日付で、1市3町において南伊豆地域広域ごみ処理事業に関する覚書が取り交わされた旨の報告が、この全員協議会でなされました。

その覚書の要旨としましては5点ありまして、1つは、処理方式はどうするんだと、焼却方式にしましょうと。事務は、一部事務組合を新たに設置して共同処理をすると。3は、その費用の負担割合は、建設費については均等割40%、人口割60%、運営費については均等割20%、ごみ量割は80%。4点目は、施設の場所は、現下田市市営じん芥処理場用地を候補地として、生活環境影響調査の結果を踏まえて決定をすると。5点、既設施設の解体は別途協議だと。こういう報告がなされまして、私は個人として、この覚書については賛同したものであります。

○議長（滝内久生君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

○12番（大川敏雄君） 令和4年度の当初予算につきましては、予算が施設整備基本計画策定

業務で1,210万円、PFI等導入可能性調査業務委託として660万円、そして、生活環境影響調査業務として、令和4年、令和5年の2か年で債務負担行為6,050万円、令和4年度の当初予算では半分の3,025万円が計上されました。

そして、さらに地質調査業務として660万円が、本年の当初予算で予算が計上され、賛成議員が8名、反対議員が4名と、このようなことで予算が通過いたしました。この予算の通過に基づいて当局は、この基本策定業務の1,210万円と導入可能調査業務660万円、1,870万円を一括契約いたしまして、契約金額は1,540万円に契約し、日本環境衛生センターと契約したものであります。

そして、生活環境調査については、これは、工期は本年の6月から来年の10月末を契約期間にしまして、契約金額は、実は2,508万円に株式会社日本環境衛生センターと契約をしております。地質調査業務については、これは今月の末には契約をする予定に相なっているようであります。

以上のこの当初予算について、先ほども申し上げましたが、賛成議員が8名、反対4名で可決されたものであります。

以上が本事業の審議経過と結果であります。所管の産業厚生常任委員会において十分、これらについて審査をし、検討された上、本会議で可決されたものであり、適切な議会対応がなされたものと私は判断しているものであります。

次に、請願の理由についての私の見解を述べさせていただきたいと思います。

まず、請願の内容の中で廃棄物の再資源化が避けて通れない課題であると、こういう指摘があるんですが、私も全く同意見であります。まずは、ごみにしないよう、ごみを減少させる、再利用する、再循環させることを行い、ごみの減量に取り組み、そして、ごみとして処理せざるを得ないものは適正に処理し、可能な限り資源化を行うことで、持続可能な地域社会の構築を目指すことが最も大切なことだと思います。

具体的には、広域ごみ処理基本構想に示している焼却ごみの日量58トンに施設稼働前に大幅に減少するため、1市3町が一丸となって対処すべきであると思います。そして、下田市長は、やはり強力なリーダーシップをこのことについて発揮をするということを私は強く要請したいと思います。

それから、生活環境影響整備の調査の結果であります。これについては私は、覚書のとおり、この結果が出て対応を決めるということは妥当だと思います。

次に、地質調査、基本計画の策定、本年度の当初予算で計上されて予算通過されておしま

すが、現在のこの清掃センターは昭和57年、振り返ってみますと、私が教育民生委員長の時代に審議したものであります。そして、このときに焼却方式により建設され、先ほど渡邊議員が言われましたように、既に築40年を経過しております。既設施設の老朽化が著しく、維持管理に膨大な費用をかけ、何とか環境基準を満たしている現状で、早期に焼却施設を更新することが必要であるという認識に立っております。

そういう意味では環境影響調査と今申し上げました地質調査、基本計画の策定、これは同時並行で実行することがやむ得ないという判断に立っております。さらに、一部事務組合の設立に向けた協議を本格化することから令和4年、今年の4月1日より南豆衛生プラントにおいて各町から職員派遣を受けて、一部事務組合設立準備室の執務を行っていることは、南伊豆地域ごみ処理事業に関する覚書に基づくもので、行政の執行上、私は問題がないと判断をしているものであります。

以上のとおり、議会の予算議決の経過及び請願の理由に対する私の見解からして、現時点において特別委員会を設置して本事業を検討、審査する必要性はないと判断しているわけであり、本請願の紹介議員、沢登議員、佐々木議員、2名が所属している産業厚生委員会において検討、審査することが経過上、私は、よいと判断しているものであります。

特別委員会の設置について、生活環境影響調査の結果を踏まえて、これをどうするかと、設置するかどうかということは、この時点で検討してもよいと私は判断しているものであります。したがって、今の時点の請願は不採択にすべきだと、こういう判断であります。

以上です。

○議長（滝内久生君） 静粛に願います。

ほかに討論はありませんか。

9番 進士濱美君。

〔9番 進士濱美君登壇〕

○9番（進士濱美君） 9番の進士でございます。現在のごみ特別委員会設置についての討議、議論が昨日から行われております。私も副議長といたしまして、オブザーバー的立場から拝聴いたしました。それも含め従来の一般質問や市の広報紙、それから個人的議員による一般報告、新聞折り込み等々、大分情報は入り乱れているなと思いますが、それゆえに大きな問題であることを想像させるわけです。想像どころか金額そのものが、建設費そのものが100億円、今進んでいる庁舎が20億円、30億円でもめている中で、5倍もの建設費を使うという大事業でございます。

それだけではございません、当然ね。運転費というものがありまして、日本環境総合センターの試算によりますと、当初は、３年間で180億円の運営費がかかるという提示がなされました。これ69トンから58トンに落ちていきますので、運営費も当然下がるわけなんです、いずれにしろ、建設費以上の運営費が、ここ稼働の20年、30年でかかると。いわゆる建設を2つ、ないしは3つぐらいかける規模の事業になってるわけですね。当然、慎重に期さなければならぬと思います。

また、今、御意見伺ってる中で、やはり大局から物を一つは考えると。その大局と申しますのは、地球規模で私たちはどうしていくんだという部分は、これは日本に限らず欧米諸国、アジアについても、ごみ、廃棄物については最大の課題でございます。そうした背景を抱えた中で既に数年前から、ごみの音頭を取る環境省の大気汚染、あるいは廃棄物処理委員会は、大きな転換を図ろうとひそかに、既に委員会が開かれております。これはもう既に議事録にのっかっております。御覧ください。

最大の争点は、日本の行ってきた大規模化、焼却化、これが世界の7割を燃す力、焼却能力があるという一時誇っておりましたが、ところが、それが、大きな課題が見えてきた。その大きな課題というのは、最終的に小さくして灰になる10%から15%前後の残渣、これの埋立ての場所が、寿命が徐々に縮まっていると。現在では正確には22年と環境省は示しております。

その後は捨てる場所がございません。それに恐れをなしてといいますか、危惧をした環境省は、既に方向転換を燃焼主義から、別な方向に行こうとする委員会を設置しております。これは数年で答えが出てきます。そういう時代の背景がある中で焼却主義を最大の、最終局面にある焼却主義大規模化に乗ろうとしているこの計画を、私たちが乗った場合どうなりますか。数年たてば1周遅れ、2周遅れの下田市、賀茂郡になるわけです。そういう1周遅れ、2周遅れに対して住民が、どう自分たちの故郷を思うか。誇りに思えますか。何でこういう1周遅れに私たちはなるんだと。それを決めるのは行政であり、この議会でございます。

そういった局面にありながら一方で、対局の話とは一方で、それでは話は具体的にどうするかという中で委員会は、既に委員会の中で、そこそこ話し合われている、これからもやっていけばいいという御意見ございましたけれども、例えば、一部、著名な環境学者の御指摘にございまして、現在の賀茂地区の1市3町の広域化のごみのポイント、大課題、これについて現状のごみの処理がどうなっているんですかと。

例えば先ほどお話が出ました、産業厚生委員長、江田委員がおっしゃった視察先の葉山町

ですね。これも視察の対象としてよろしいんだろうと思うんですけども、これも環境省の中で、ごみ減量の先進地域として上げられております。

調べますと、平成22年から26年、5年間で、ごみが40%、減量が成功しました。40%です。あそこの人口が3万2,000人ですから、下田市の2万人に比べて、現在のごみ量が8,000トン、葉山町3万2,000人の町で、ごみの排出量が3万8,000トンですよ。下田市は9,000トンです。コロナ禍で9,000トンです。また戻れば1万トン近く行くでしょう、ここ二、三年。こうしたごみのギャップがあります。

これらを前提に、1市3町のごみを下田市58トンで何とか行こうという計画が、環境センターから指示されておりますけれども、これにつきましても、ある学者は、これは人口の自然減レベルの計画ですねと、一言です。そこに町民や行政や議員の、ごみを減量とする意思がどこに出てるんですか。意思がないの、これ計画じゃございませんと、一言です。私言われましたけれども、そういう状態の環境総合計画にのっとってるわけですね、私たちは。そうした中で、もう少し厳しく現状把握をしなきゃいかんと思います。

特に具体的に申しますと、燃やしている現在のごみの中身を皆さん御存じですか。成果表に年に一回、これまで環境対策課から出していただきました。現在、紙に燃えるごみ、可燃ごみ、そのうちの紙類49%、ほぼごみの半分です。やっと昨年から雑紙という雑誌、紙類が増えて4.5トン、年間やっと来ました。4.5トンというのは、もうなきにしもあらずなんですけれども。

そして、話題になります生ごみについては、どこの自治体もほぼ1割、総ごみ排出量の1割が生ごみです。特に、やや注意しなければならないのは観光地でございますね、当然ね。観光地の飲食、これ増えますから、熱海、伊東、伊豆東、下田と、これが増えるんですけども、それでも下田のような生活系ごみと事業系ごみが1対1ということは絶対にあり得ません。従来でしたら3対1、これが、ごみの組成の在り方です。多くても3対2、これが現在、下田では1対1になっておる。これ自体の統計の出し方もチェックがされてない。現状では、されてません。

さらに、中でも、まだまだ資源となるものはあるのではないのでしょうか。燃やす、燃焼処理というのは皆様どうということなんですかと。目に見えないものも出るんです。そうしたもろもろの科学的根拠、処理、考え方はどうなんですかと。そして、重要な下田市環境基本計画及び廃棄物処理基本計画について皆さん御理解してますか。これと現在の大規模化、1市3町のごみ広域化、整合性が取れておりますか。

今申し上げた二連の大計画、総合計画、ごみの減量目標はいつですか。何年までに、どれくらいを減らすのか、リサイクル率はどうするのか。とても国の平均に追いついていない1市3町でございしますが、これをどうするのか。平均にも達してない現状が、そうしたものは皆さん御存じですか。言葉が本当に空回りしている。ごみの減量、再資源化、これがどういうことを言うのか、実態のある言葉を吐いていただきたい、そう思います。

その1市3町によるごみについては、やはり計画ありきの様相が私ども疑い、拭い切れません。皆さんもそういう不信感を持った方がだんだん徐々が増えてきていると、そういった中で西伊豆のほうでも、松崎のほうでも、南伊豆のほうでも一般質問、議会の中で一部疑問を呈する方が出てまいりました。

2つほど御紹介いたしますけれども、最近、9月の議会の中では、松崎の中でね。例えば松崎町は、最新のごみ焼却場でございます。22年目でございます。隣の西伊豆町が23年目、南伊豆が30年から31年、古い古いと言われる下田市が40年から41年になろうとしている。この中で本当に、これは古いんですか。新しいんですか。こういう問題が吟味されてません。

一方で、その指針を発表してる環境省が何を言ってるか。ごみの焼却場については現在、国では2兆円を使っているが、交付金、補助金、これが膨大な額に達していると。もう既に2兆円に達しています。よって、それプラス最終処分場が、埋めるところがもう目に見えて埋まってきている。さらに新しいものは創生できない。そうした中で、ごみの転換について、大転換を図ろうではないでしょうかという委員会が先ほど申し上げたその日にスタートしたわけです。

そうした中で一つの考え方として、20年から23年たった、25年たった焼却場については、環境省がガイドラインをつくっております。もう皆さん大きな財源を使って、ごみ予算をこれ以上増やすのは少し考えましょうというのを踏まえて、長寿命化という計画ガイドをつくっております。これが20年から25年を対象にした、ごみの焼却場でございます。

これにしますと、さらに約トン当たり、現状では全国の平均を見ますと、3,000万円ぐらいで修理ができます。それによって寿命が、延命が10年から15年できるというガイドを環境省は発表しております。これにちょうどぶつかるのは西伊豆と松崎、ど真ん中です。それを適用した場合に、改修が約9億円でできると。15年の延命ができる。その間に、ゆっくり皆さん、住民を交えて考えたらいかがですか。CO₂を減らすのか、このまま簡単に燃していくのか、これは皆さんと一緒に考えていくという姿勢を行政、あるいは政治が出すという時期に今、差しかかっている最中だと思います。

こうした一般質問、不審に対して町長、答えております。「調査不足でございまして、今は判断が難しい」と。「現状では、そういったものはちょっと考えられない」と。もう一つございます。「今ここで一部広域化、あるいは延命化がいいのかということではなくて、現在は1市3町で進んでいるので、これに乗るしかございません」と。これ町長が最近答えました。「現状把握がなされていません」と、町長そのものが答えております。

それから一方、西伊豆につきましても同様な質疑がございまして、特に、西伊豆の中では環境課長が「特に細かな協議はしていません」と広報に書いておりますよ。これ最新の広報です。1市3町に関わる広域化ごみ計画に対する現状把握した上でどういう計画をつくるかという、その当たり前の過程が、「細かな協議はしておりません」と環境課長が答えております。議会ですよ、これ。町長につきましても同様に「1市3町での協議をしている中、ほかの方法は考えていません」と。考えていないわけですね。こうしたものが現在の1市3町の広域化ごみ計画が進んでいるわけです。

そうした中で特に議員の皆さん、よく考えていただきたいのは、やはり生半可な理解、知識では、これは非常に難しいだろうというテーマでございます。科学的な証拠、物証的なところに及びますので、現在それら廃棄物を含め、あるいは建設費を含め、裁判中の事例が7つほど全国でございます。

その中で、裁判所の中で提案されるデータ、これも、排ガスのデータも出ております。6項目だけではございません。既にもう14種類の、出ているというデータが出されております。こういう状況の中で6つの法的なクリアだけあればいいという、こういう能天気ですよ、これは。当然これも公害の一種になるわけですが、公害というのは30年、40年後に症状、成人病として現れる。これは我々の経験してるところです。現在いいからといって、それが保障できない状態であると。

しかも、あそこは認定こども園で6年、中学校で3年、合計9年の幼い子供たちがあそこへ居住する、学ぶという場合に、私たちがそういう目に見えないものをまあいいだろうというレベルで、しかも、学校教育長に対しても住民の皆さんから質問が行っております。それに対して教育委員会も答えておりますけれども、法令どおり、現在は検査もされていると。周囲の住民の声、被害を訴える声、それから、子供たちの不調はございませんと、通り一遍の、法律どおりの対応が返ってきているわけですね。

こうした中でやはり特に現下、私が今立っているのは、やはり議員さんたちがもう少し言及をお互いになさって、この部分が分からないけれども、これはどうするんだと。本当に広

域化をすることは財政的にも得なのか。それとも先ほど私が申し上げたように、環境省が言う二十二、三年たったなら長寿命化が9億円レベルできる、交付金も、これ3分の1つくんですよ。そうしたら6億円でできるじゃないですか。これは西伊豆、松崎ですけれども、折半すれば3億円で15年延長できる。これだけの話ですよ。南伊豆もこれ可能です。まだ30年。数年前に延命化の試算をしております。4億8,000万円、これで15年延びると。

そうした中で、ごみの減量をすることによって、あっという間に下田市も焼却場が要らなくなるレベルの採算が見えてくる。そういう状況にあると思います。そうしたものをデータをつけながら、なぜ委員会でそれを検討しないのかと私は昨日、実は思った次第ですけれども、一つ一つのやり取りの中で責めているわけではございませんけれどもね。もう少し、大変な作業でございますけれども、慎重に答えを出していただきたい。これを求めて設置に賛成意見といたします。

○議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

2番 中村 敦君。

〔2番 中村 敦君登壇〕

○2番（中村 敦君） 2番 中村 敦、請願第2号について、不採択という立場で討論させていただきます。

まずもって、この請願第2号、非常に深い考察がなされている。広域化、焼却方式の是非、有毒性、候補地、非常に、これら市民の意見としてありがたく受け止めておりますので、私も、それについて私なりの考えを述べさせていただきたいと思いますので、ぜひともお静かに聞いていただきたい。

まず、このごみ処理行政というのは、都市生活において最も大事な行政サービスの一つだと思います。水道と同じように、一日たりとも欠かせない行政サービスだと私は考えております。だからこそ希望的観測や憶測で語ってはいけないし、計画してはいけない、極めて現実路線でいかなければいけないものだと考えております。

今現在、大規模修繕から14年が経過しております。今から計画して、この計画が稼働開始が令和9年です。つまり、大規模修繕から19年、この手の施設、通常対応年数20年とされております。その後はどうなるかという、だましだまし運転になります。令和元年には突発的な故障で9,253万円かかっております。そのようなだましだまし運転をすることが正しい行政なのか、市民はこう言うでしょう。「私たちは、ちゃんと税金払っているのに何でごみ処理場、まともなごみ処理場一つ造れないんだ」と、こういうことになろうかと思います。

お静かにお願いしますと最初に申し上げました。

この公共施設、この人口減において、行政において様々悪影響があろうと思いますが、その最たるものが経済の縮小であり、公共施設の管理・更新に係るコスト、これは殊さら影響が大きいものだと考えます。

清掃センターを例にすれば、人口減とごみ減によって稼働率は低下し、老朽化も進んでいる。ここを今、人口減とごみ量に見合った一つの広域化施設に集約し、高効率な稼働によるコスト抑制、地域での二酸化炭素排出抑制、エネルギー抑制、そして、徹底したリサイクルの推進、焼却ごみの減量化、これによって持続可能な形で次世代にバトンを渡す。これが今を生きる私たちの責任であり、SDGsの在り方であり、地域住民の求める姿だと思います。

松本市長は、こう言いました。「世界一のSDGsのまちづくりだ」と。「リサイクルの先進地を目指すのだ」と、某市民団体へ公言しております。市民の一番のリーダーであるこの市長の言葉を今信じ、強力に推進し、後押しすることが私たち市民代表の議会の責務だと考えます。これに必要なのは当局でも議員でもなく、市民一人一人の意識改革、これにかかっております。まず、ここにいる意識の高い方たちは当然に、今現在、燃やすごみの中にメモ紙の一つも入れていないことでしょう。生ごみなどミカンの皮も、卵の殻も当然、燃やすごみには出していないことと信じます。こういう高い意識をどんどん広めていく。これがまずもって一番大事だと考えます。

松崎町、稼働23年、西伊豆町が24年、南伊豆町は31年という施設になっております。いずれも運転継続には大規模修繕が必要な年数となっております。下田市は平成19年の大規模改良工事で7億5,000万円かかっております。他3町でも更新するには相応の費用が見込まれるところです。試算によれば、広域処理場建設では、市単独でやれば概算事業費80億円、負担額38億円となるとところ広域事業費、概算事業費は100億円、負担額は下田市19億円、半分で済み、これは参画する3町も同様であり、経済縮小化の将来においては最大のメリットの一つとなるでしょう。

また、焼却炉の是非についてですが、これは災害ごみにも対応できるわけです。さきの台風8号、松崎町雲見地区では河川の氾濫で、これは記憶に新しいところですが、トン数こそ、いまだ計量されておりませんが、相当量のごみを焼却することになるでしょう。下田市で令和元年、超大型台風19号が伊豆半島上陸に始まり、東日本各地に大きな被害をもたらした。このとき下田市の漂着ごみ、これは80トンです。清掃センターに持ち込まれただけで80トンです。

どうしても今現在、燃やさなければ仕方がない、燃やすか埋めるかしかないごみというものがございます。その減量化と無害化には焼却処理という方法は今現在、この世界で最も有効な技術であって、それにすぎるしかないというのは現実なんです。今から計画して令和9年です。今から今ある技術を最大限、最新技術を最大限取り込んで計画するしかないということです。これら市民に説明するには、まずもって科学的根拠が必要。この科学的根拠をもって議論、説明が必要なのだと考えます。

現時点で定期的に実施されている公害測定、大気汚染防止法、あるいはダイオキシン類対策特別措置法に定められている環境基準値、これを大幅に下回っております。また、近隣住民から清掃センターへの排煙、臭気その他、騒音、苦情は確認されておられません。短期・中期・長期の健康被害も確認されておられません。聞き取り調査によっても同様の結果だと当局は、私の令和3年の一般質問に答弁しております。

昭和57年の稼働開始から20年後、平成13年に排ガス高度処理施設、いわゆるバグフィルターの設置、そして灰固形化施設の整備、さらには、25年経過した平成19年には焼却炉の大規模改良工事、これを行っている。これらによって、このような、さきのような聞き取り調査の結果というものも現れているものであり、この煤煙処理技術というものは格段に進歩しています。

さらに、このたびの計画では、新しい炉は排ガス再循環技術という、より高度な技術、これを導入することで、さらに安全・安心で環境負荷の低減が見込まれている。さらに、今現在1,000トン近くを群馬県まで埋めに行っている、この焼却灰についても熔融スラグという技術をもって、さらに高温で処理することにより建設資材等、資源化するのだということについても検討するという計画になっております。

さらに、これらを数値化するために今現在、環境アセスメントというものをやっている最中で、結果が待たれることであり、間違っても憶測や古いデータを基に語ることは、あってはいけません。

候補地について、現候補地について、ここを有力候補地として環境アセスメントを実施する、これについては、所管である産業厚生委員会で付託審査された後の議決事項であり、極めて尊重されるべきことであり、沢登議員も、佐々木議員も、所属する産業厚生委員会は、信用に足る委員会であり、しっかりと市民の声を酌み上げていただきたいものです。

計画の全容、詳細については、これから明らかになっていくものであり、そこで一番大事なことは、議員を含む私たち市民に、しっかりと説明、そして理解を得ること、その中

で市民代表である議会での慎重な審査、議論、これを得た議決、これは、すなわち市民合意です。時代に即した先進的なリサイクルとごみ処理施設、これを後世に残せるように十分に審議、議論すべきであって、それは所管の産業厚生委員会と議会であり、特別委員会の設置には当たらない。これが私の意見です。これをもって、不採択の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

5 番 矢田部邦夫君。

〔5 番 矢田部邦夫君登壇〕

○5 番（矢田部邦夫君） 特別委員会設置に賛成の立場として意見を述べさせていただきます。

なぜ賛成なのか、3つの大きなポイントについて述べてまいりたいと思います。

1つ目は、市民の合意が得られていない。だから、請願が、このたび405名の署名が集められて提示されてきてるわけですね。それは必ず尊重していかなければならないと、私はそのように思っています。

それから2点目については、議論がない議会、これは大きな問題だと私は思っております。先ほど来から十分議論がされたとかいろんな話がございますけれども、私は、十分ではないと、不十分だと。この件に関しては、事業費が100億円ちょっとかかるわけですね。それを産業厚生委員会だけで審議して済ませるとするのは、これは間違っていると思いますよ、私は。

なぜならば、100億円からの事業費で、下田市の負担金が約18億6,000万円ですかね。そのぐらいになってくると思います。これ市民の税金ですよ。ですから、そういう点からいったら我々にも支援者がいるわけです、一議員としてね。だから、当然市民の声は上げていかなければならない。そういう点からいったら、これはやっぱり産業厚生委員会だけに託すということは、これは間違っていると思いますよ、私は。

それから、先ほど江田議員が不十分だろうと。これ間違いなく不十分ですよ。だから、その議論はやっぱり特別委員会を設置して、やるべきではないでしょうか。私はそう思っております。

それからもう一つ、先ほど大川議員のほうから覚書と一部事務組合の話が出ました。これは、仕事の進め方の段取りとしては邪道です、やり方として。突然、全員協議会で提示されて、議決権は議会にあるんですよ。いいですか。その議決されたのが、執行するのが行政なんですよ。これは法に抵触しないですかね。私はそういうふうに思っております。

ですから、この３点について、特別委員会は今設置するんですよ、不十分ですから、やる時期は。それを拒否するというのは、僕は違うと思っています。そういった意味で、特別委員会の設置については賛成の立場で意見を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

３番 鈴木 孝君。

〔３番 鈴木 孝君登壇〕

○３番（鈴木 孝君） 特別委員会の設置に反対という立場で意見を述べさせていただきます。

いろいろな意見を伺いましたが、私が思うのには、当局の意見も、請願を出された方の意見も、そんなに目指す方向が変わってないように感じるんですね。一番心配しているのは、子供たちの健康を守りたい、そういうことが一致していることでありまして、それです。この３Ｒによって、ごみの減量化をするということも、皆さん同じことを言っている。ですので、方向性は間違えていないので、あとは、どう折り合いをつけながら物事の落としどころを探っていくかということなんですが、特別委員会の設置をして進めていった場合のことを想定して考えたときに、意見はたくさん出てくるとは思うんですけども、じゃあ、どこの結論に行くのかということになってしまうと、結局は結論が出ないまま、お互いの意見を言ったまま、ただ進んでしまう。

ということで、特別委員会を設置しても無意味なんじゃないかということなんですね。なかなか対話をするというのは難しいことであると思いますので、議会制民主主義ということで、その中の委員会の審査、議会での討論、採決、また選挙、そういうことを踏まえて市民の言葉を、どういう結論にするかということをしていくのがいいのではないかと思いますので、特別委員会の設置は必要ないという考えでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものでありますので、本請願については、起立により採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立少数であります。

よって、請願第2号 南伊豆地域広域ごみ処理計画等についての特別委員会設置の請願は、これを不採択とすることに決定いたしました。

○議長（滝内久生君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和4年11月下田市議会臨時会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後0時31分閉会